

卸売市場流通の現状と課題

平成 1 4 年 1 0 月

農林水産省総合食料局

1 卸売市場及び卸売市場流通の概要

(1) 卸売市場の概況

① 卸売市場は、現在、86の中央卸売市場と約1400の地方卸売市場からなっている。

② 卸売市場流通における取引関係者の取扱規模の変化についてみると、1農協当たりの取扱規模が昭和50年度に比べ4倍程度になっているほか、スーパー、飲食料品小売等は3～4倍程度になる等規模拡大が進んでいる。

一方、卸売業者、仲卸業者の1事業者当たりの取扱規模は、1～3倍程度となっている。

③ 小規模多数の生産・出荷者と小規模多数の小売業者等との間での公正で効率的な集分荷等を図ることが期待されていたが、このような卸売市場を取り巻く生産・小売の変化に対応した機能の発揮を図るための体制整備が必要と考えられる。

○ 卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数

	市場数	取扱金額 (億円)	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者数
中央卸売市場	86	54,518	249	5,719	45,576
うち青果	71	23,240	106	2,213	24,587
水産物	53	27,177	93	3,267	9,414
食肉	10	2,339	10	104	1,941
花き	24	1,392	31	100	9,628
地方卸売市場	1,427	44,858	1,655	2,133	179,797

(資料)農林水産省総合食料局流通課調べ

(注):(中央)市場数、卸売業者数は13年度末現在、取扱金額は12年度、他の業者数は12年度末現在

(地方)市場数、業者数は12年度当初、取扱金額は11年度

○ 1業者当たりの取扱・販売額の推移

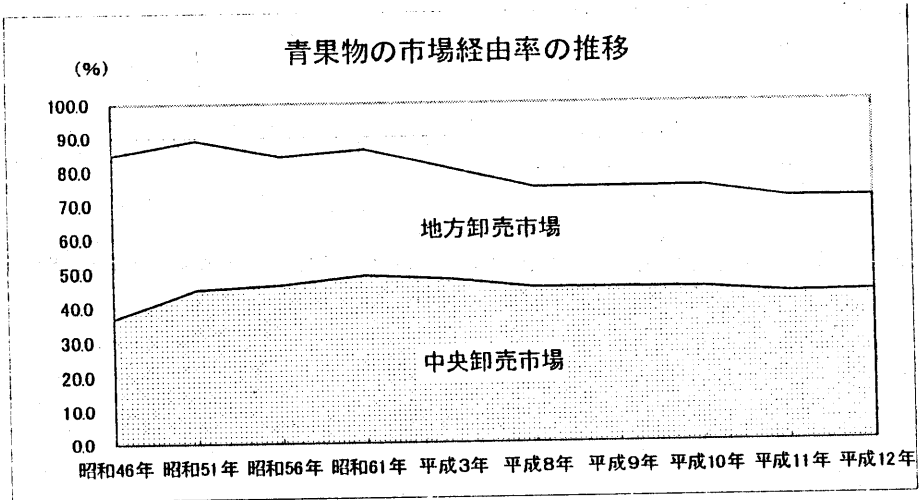
	昭和50年度 (A)	平成12年度 (B)	B/A
農協 (百万円)	948	3,477	3.7倍
漁協 (百万円)	635	985	1.6倍
卸売業者 青果 (億円)	136	215	1.6倍
水産 (億円)	250	286	1.1倍
仲卸業者 青果 (億円)	392	1,154	2.9倍
水産 (億円)	425	855	2.0倍
小売業者 スーパー (億円)	529	1,530	2.9倍
うち食料品 (億円)	218	813	3.7倍
飲食料品小売 (億円)	25	110	4.4倍
うち青果小売 (百万円)	22	49	2.2倍
鮮魚小売 (百万円)	20	50	2.5倍

注1:「昭和50年度」の数値のうち、仲卸業者は「昭和52年度」、飲食料品小売は「昭和51年度」の数値である。

注2:「平成12年度」の数値のうち、漁協及び飲食料品小売は「平成11年度」、スーパーは「平成13年度」の数値である。

④ 青果物の市場経由率は、昭和50年代以降、年々低下傾向にあり、ピーク時（昭和48年度：91%）の8割程度に低下している。

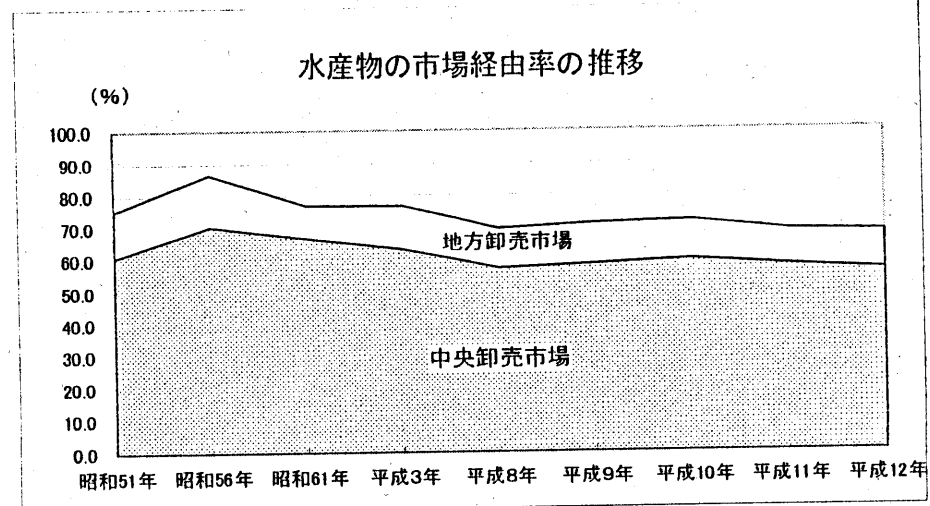
中央卸売市場と地方卸売市場との関係では、近年は、6：4の割合でほぼ一定している。



(資料)農林水産省総合食料局流通課調べ

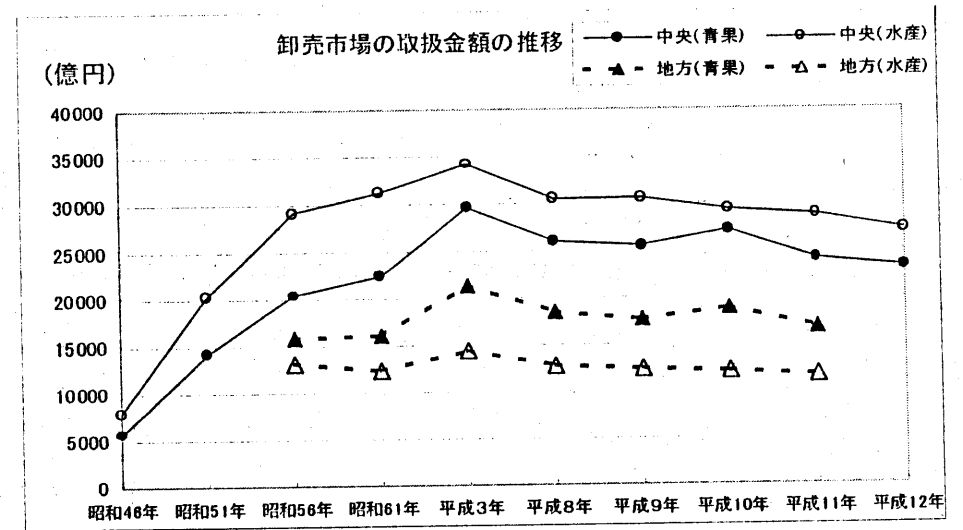
⑤ 水産物については、昭和50年代半ば以降、低下傾向にあり、ピーク時（昭和56年度：87%）の8割程度に低下している。

中央卸売市場と地方卸売市場との関係では、概ね8：2の割合でほぼ一定している。



(資料)農林水産省総合食料局流通課調べ

⑥ 取扱金額は、中央卸売市場で約5兆5千億円、地方卸売市場で約4兆5千億円となっているが、近年減少傾向で推移している。



(資料)農林水産省総合食料局流通課調べ

(2) 卸売市場における集荷の状況

① 中央卸売市場の集荷先についてみると、生産者個人や生産者任意組合からの集荷割合が減少している。一方、輸入農産物や市場間転送の増加を背景として、商社や他市場からの出荷割合が増加している。

② 中央卸売市場における集荷方法(委託・買付)については、原則として委託によることとされているが、一定の商品・場合には、買付によることができることとなっている。

③ 地方卸売市場については、特にこのような規制はなく、地域や市場の実情等に応じた方法がとられている。

○ 中央卸売市場における野菜の集荷先別取扱額の割合

(単位:%)

		生産者個人	生産者任意組合	農協系統出荷団体	産地集荷業者	商社	他市場	その他
全国平均	昭和56年度	13.0	10.4	58.2	11.3	1.6	3.3	2.2
	平成12年度	9.9	6.8	56.8	11.5	7.1	5.3	2.6
大都市	昭和56年度	8.9	9.6	67.4	9.7	1.4	1.1	1.9
	平成12年度	8.1	5.9	63.6	9.5	7.1	3.0	2.7
中都市	昭和56年度	21.2	12.0	40.0	14.5	1.9	7.7	2.7
	平成12年度	13.8	8.9	41.9	15.8	7.0	10.2	2.4

資料：農林水産省総合食料局流通課調べ

注1：大都市とは政令指定都市にある市場及び開設者が都道府県である市場を指す。

2：ラウンドの関係で合計が100%にならないことがある。

○ 中央卸売市場における集荷の方法

◎ 卸売業者は、原則として、委託による集荷。

◎ ただし、次の場合には、買付による集荷が可能。

① 規格・貯蔵性を有し、供給事情が安定している品目や品目・品質が特殊で需要が一般的でない品目の卸売

(例)

・ かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう
くわい、ゆりね、かんきつ、りんご、かき、ゆず、うめ
冷凍水産物、淡水魚類、ふぐ等

② 需要が比較的安定している品目の卸売

③ 予約相対取引

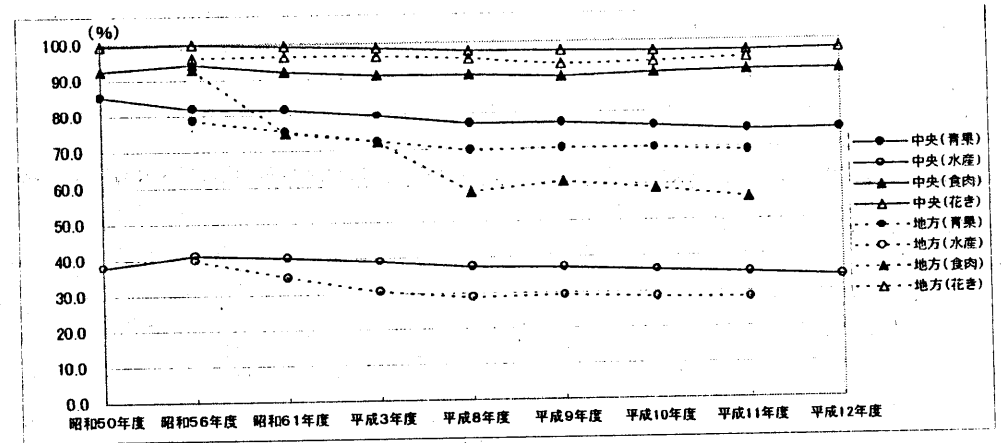
④ その他開設者が承認した場合

④ 委託と買付の比率をみると、花き、食肉は比較的委託の割合が高くなっているが、水産物は全体として委託よりも買付の割合が高くなっている。

中央卸売市場では、こうした関係の中で、委託の割合が緩やかに低下傾向にある。

地方卸売市場においては、花き、青果、水産物は、中央卸売市場と同様の傾向にあるが、食肉の委託の割合が大幅に低下している。

○ 卸売市場における委託販売の比率の推移



(資料)農林水産省総合食料局流通課調べ

(3) 卸売業者の卸売先の状況

卸売業者の卸売先については、青果では売買参加者の割合が減少する一方で、仲卸業者の割合が増加している。

また、水産物では、仲卸業者の割合が減少する一方で、売買参加者やその他の者（いわゆる第3者販売）の割合が増加している。

○ 中央卸売市場の卸売業者の卸売先別金額の割合

(単位：%)

		仲卸業者	売買参加者	その他
青果	昭和56年度	66.8	28.8	4.4
	平成12年度	71.8	23.5	4.7
水産	昭和56年度	65.7	11.5	22.8
	平成12年度	62.8	14.2	23.0

(資料)農林水産省総合食料局流通課調べ

(4) 仲卸業者の仕入・販売の状況

① 仲卸業者の仕入先は、当該市場の卸売業者が9割程度、卸売業者以外が1割となっている。

青果物については、当該市場の卸売業者以外からの仕入割合が増大している。

② 販売先は、大規模小売店への販売が青果で3割から5割、水産で2割から4割に増大、また、開設区域外への販売もやや拡大している。

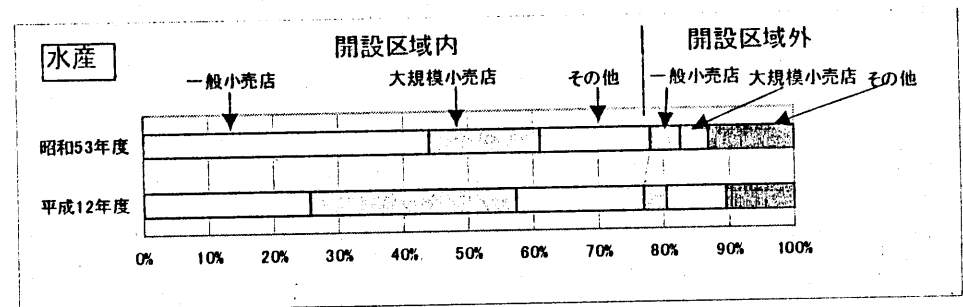
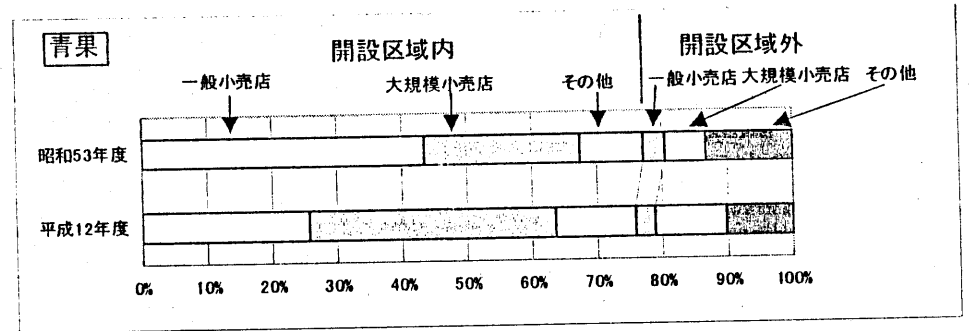
○ 中央卸売市場の仲卸業者の仕入先別取扱額の割合

(単位: %)

		当該市場の卸売業者	当該市場の卸売業者以外
青果	昭和53年度	93.0	7.0
	平成12年度	87.6	12.4
水産	昭和53年度	86.0	14.0
	平成12年度	87.3	12.7

資料：全国中央卸売市場協会調べ

○ 中央卸売市場の仲卸業者の販売先別取扱額の割合



資料：全国中央卸売市場協会調べ

注：大規模小売店には、スーパー、百貨店のほか、生協、集団給食、問屋向け等を含む。

2 卸売市場における取引について

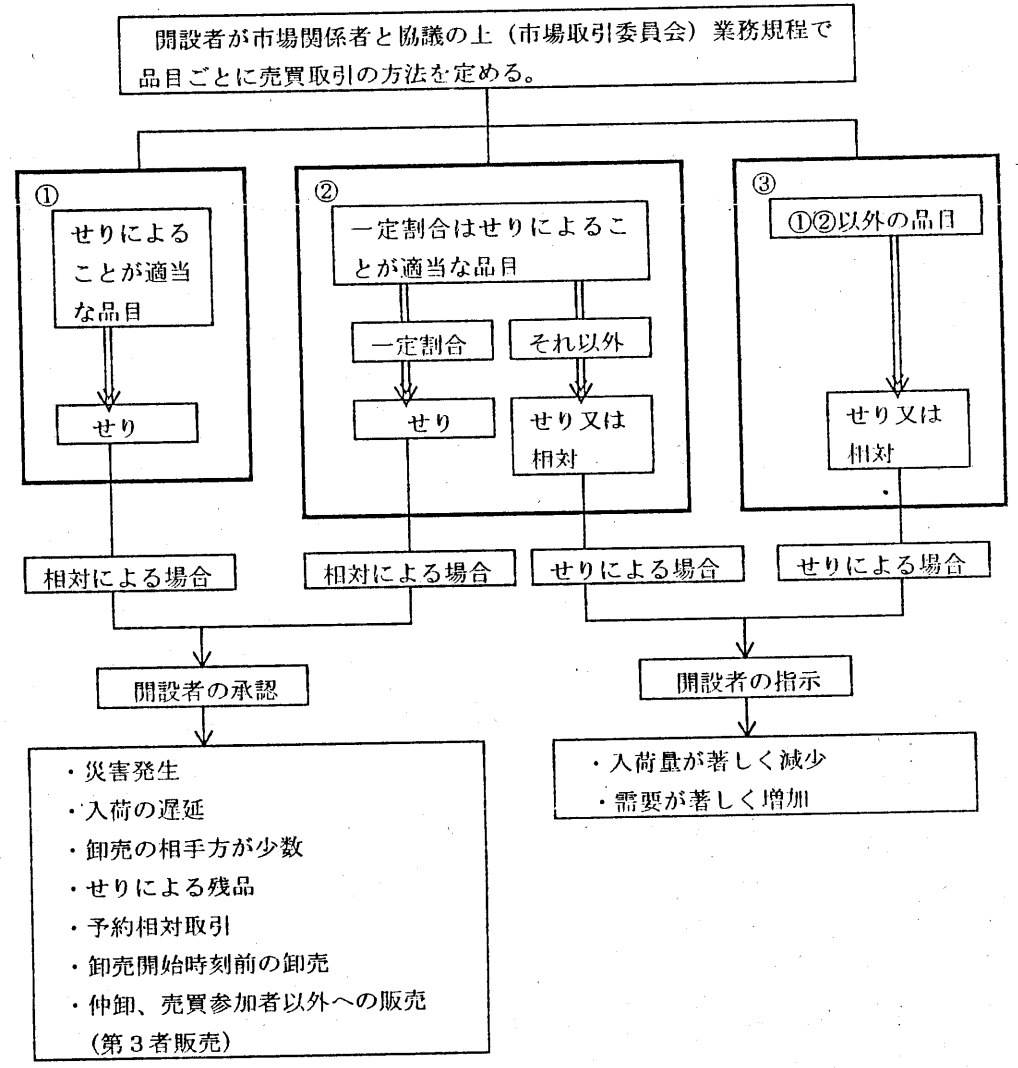
(1) 卸売市場での売買取引

① 中央卸売市場における売買取引の方法（せり、相対）については、各市場において市場関係者（開設者、卸、仲卸等）が協議の上、商品ごとに売買取引の方法を定めることとなっている。

中央卸売市場における売買取引の方法は、従来、せりによることを原則としていたが、平成11年の卸売市場法の改正により現在の方式によることとなったものである。

② 地方卸売市場における売買取引の方法は、中央卸売市場に準じたものとなっている。

○ 中央卸売市場における売買取引の方法



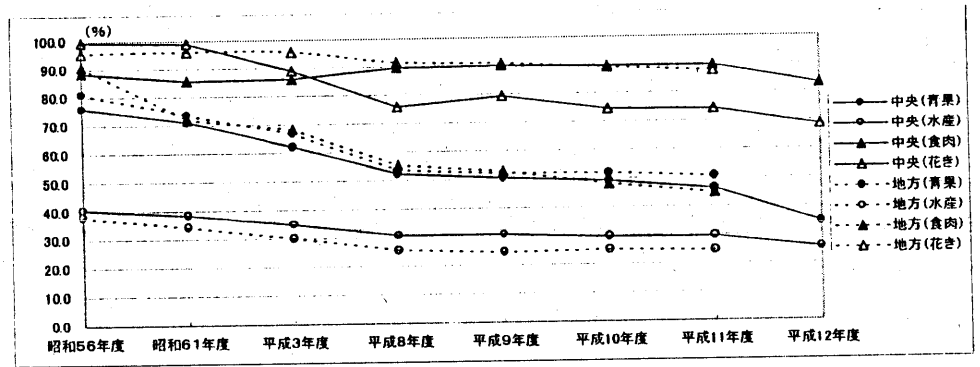
(参考)各市場における売買取引の方法ごとの品目の状況(例)

市場	青 果			水 産		
	取引方法別の物品			取引方法別の物品		
	せりによる品目(1号)	一定割合はせりそれ以外はせり又は相対による品目(2号)	1号及び2号以外	せりによる品目(1号)	一定割合はせりそれ以外はせり又は相対による品目(2号)	1号及び2号以外
札幌市	生きくらげ	1号及び3号以外の物品	輸入野菜及び輸入果実、かんしょ、やまのいも、まめもやし等	生鮮鯨肉、チップ(セミを除く)	1号及び3号以外の物品	輸入生鮮水産物、水産物の冷凍品、水産物の塩干・加工品等
仙台市	法蓮草、小松菜、チンゲンサイ、ゆき菜、山東菜、大根菜、京菜、おうとう(国産)	—	1号以外の物品、おうとう(国産品を除く)	生鮮水産物(淡水魚、ふぐ、貝類、いせえび、ざりがに類を除く)	—	冷凍・加工水産物、淡水魚、ふぐ、貝類、いせえび、ざりがに類等
東京都 (青果:大田) (水産:築地)	—	だいこん、キャベツ、レタス、はくさい、みかん、りんご、なし等一般消費者の需要の多い物品	2号以外の物品	まぐろ類(まぐろ、きわだ、めばち、びんなが、印度まぐろ)、かじき類、活魚類(天然物)、えび類、煮干製品類及び素干品類等品質が異なるため個々に評価を必要とする物品	まぐろ類(1号の物品を除く)、活魚類(養殖)、かつお類、ぶり類、あじ類、さわら類、いか類等一般消費者の需要の多い物品	1号及び2号以外の物品
名古屋市	個選又は個人出荷に係る野菜、個選若しくは個人出荷に係る果実又はこれらに類するものとして規則で定めるもの	—	1号以外の物品	生鮮水産物(特殊用途を除く。)及びこれを冷凍したもののうち市場で解凍して卸売をするもの	冷凍まぐろ類及び冷凍かじき類(市場で解凍して卸売をするものを除く。)	1号及び2号以外の物品
京都市 (第1)	国内産まつたけ、近郷産地の小かぶ、たけのこ等	長だいこん、はくさい、キャベツ、きゅうり、なす、トマト、なし、もも、メロン、すいか、ぶどう、いちご等	1号及び2号以外の物品	生鮮まぐろ類、活車えび、あわび類、赤貝、天然水産物(かつお類、はまち、輸入水産物等を除く)、冷凍まぐろ、塩あまだい、ちりめん、ゆで丸かに、ゆでせこがに	かつお類、天然はまち、養殖ひらめ、養殖しまあじ、養殖すずき、養殖ふぐ、養殖まだい、丸干きず、干はたはた等	1号及び2号以外の生鮮、冷凍、加工水産物
大阪市 (本場)	にんじん、ごぼう、れんこん、わらび、ばれいしょ、みかん、いよかん、ゴールデンリヤスジョナゴールド等	1号及び3号以外の物品	ミニトマト、リーキ、しょうが、まいたけ、レモン、パインアップル等	まぐろ類、かじき類、煮干しいわし、ちりめん等	1号及び3号以外の物品	あさり、うなぎ、塩干品、桜干品、練製品
神戸市 (本場)	ぞうにだいこん、なすな、かんきつ類、りんご等	だいこん、小かぶ、にんじん、ごぼう、くわい、たけのこ等	1号及び2号以外の物品	冷凍まぐろ類、2号及び3号以外の生鮮水産物	養殖あじ類、養殖ぶり、はまち類、養殖ひらめ、養殖しまあじ、養殖すずき、養殖ふぐ、養殖まだい、丸干きず、干はたはた等	生鮮水産物(輸入開きあなご、いかなご、淡水魚類(あゆを除く)、ロブスター、さわがに、すっぱん、とり貝)、冷凍水産物(まぐろ類を除く)、水産物加工品
福岡市	—	近郊産地の個撰品目のうち規則で定める品目	2号以外の物品	—	いわし類、あじ類、さば類、いか類及び3号以外の物品	冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品、養殖物等

資料:農林水産省総合食料局流通課調べ

③ せりと相対の比率をみると、いずれの品目についても、せりの比率が低下しており、平成12年度の中央卸売市場でのせりの比率は、青果物で34%、水産物で25%、地方卸売市場では、平成11年度は、青果物で51%、水産物で24%となっている。

○ 卸売市場におけるせりの比率の推移



(資料)農林水産省総合食料局流通課調べ

④ 今後の方向としては、せりの減少、相対取引の増加という方向が多い。

○ 今後(5年後)の取引の動向

		(%)	
		せり	相対
野菜	増える	1.9	76.9
	減る	75.5	1.9
	変わらない	22.6	21.2
鮮魚	増える	2.9	61.8
	減る	61.8	2.9
	変わらない	35.3	35.3

資料：(社)食品需給研究センター「卸売市場における取引実態調査報告」

注：中央卸売市場の卸売業者を対象としたアンケート調査によるものであり、回答者数の割合を示したものである。

⑤ 相対取引の場合の仲卸業者から卸売業者への発注は、取引の前日になされる場合が7割となっており、特に、青果物では、前日発注の割合が85%程度となっている。

○ 相対取引の仲卸業者から卸売業者への発注時間

(単位：%)

	前日	当日	その他
全体	70.1	37.5	4.2
青果	84.7	23.7	6.8
水産	63.3	50.0	3.3

資料：(社)食品需給研究センター「卸売市場における取引実態調査報告」

注1：中央卸売市場の仲卸業者に対するアンケート調査により、回答者数の割合を示したものである。

注2：複数回答を可としたため、合計が100%とはならない。

(2) 卸売市場を取り巻く状況の変化に対応した動き

① 契約取引等継続的な取引への取組

産地側の有利販売、小売側のこだわり商品の仕入れ、加工・外食等の実需側の定時・定量・定品質・定価格の商品の仕入れ等の要請が強まる中で、産地側と小売・実需側との間で継続的な取引への要請に対応した取組が見られる。

② ITの活用等による新たな取引方法への対応

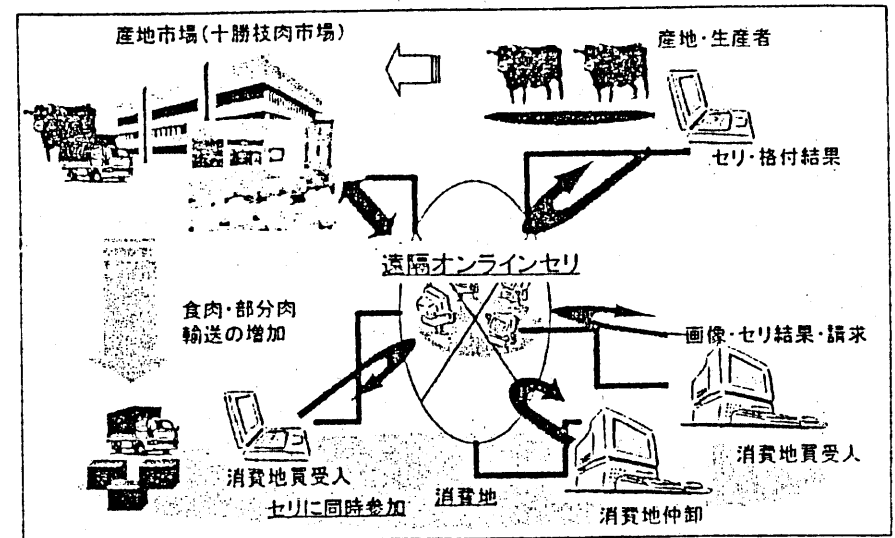
ITの進展等に対応して、IT活用による取引方法の改善・工夫の取組がみられるが、今後は、さらに多様な対応が求められる。

○ 継続的な取引等への取組事例

● 東京都中央卸売市場のI仲卸業者

外食・中食向けの主力商品であるレタスについて、産地を中長期的に固定した上で、産地の農協と交渉し、栽培方法（有機質主体の肥料の使用）、荷姿（5kg段ボールでの出荷）等を指定して、外食・中食に安定的に通年供給。

○ 牛枝肉の遠隔オンラインセリシステムの開発



③ 食の安全・安心のニーズへの対応

鮮度保持、品質向上の観点から、生産者から消費者に届くまで適切な温度管理の下で一貫した物流を行う流通（コールドチェーン・システム）の確立が求められている。

卸売市場においても、低温卸売場の整備等が進められているが、一層の促進が求められている。

④ 加工・調製サービス等への取組

消費者ニーズの多様化、外食等加工用需要の増加等により、流通段階での加工・調製を行うことが必要となってきた。

卸売市場においても、こうしたニーズへ対応していくことが市場利用の利便性向上、市場関係者の経営改善を図る観点からも求められる。

⑤ 産地・小売への情報提供の取組

産地や小売等への情報提供は、消費者のニーズに対応した商品の開発、産地の育成等を図る上で極めて重要である。

卸売市場においても、物の流れに加え、生産と消費の間の情報の流通をつなぐ役割の一層の発揮が必要である。

○ 中央卸売市場における低温卸売場面積の推移

	平成4年度	平成12年度
青果	2.6千㎡ (3.5%)	4.4千㎡ (5.8%)
水産	.8千㎡ (2.4%)	1.4千㎡ (4.0%)

注：（ ）内は卸売場全体に占める割合である。

○ 卸売市場での加工・調製サービス等への取組事例

- ・兵庫県A地方卸売市場
卸売業者が、外食需要に対応して、市場内に青果物の加工場を設置し、小分け・パック・加工に取組。
- ・兵庫県H中央卸売市場
卸売業者が、地元漁協と共同で、水産物の高次加工が可能な水産加工センターを設置。同センターは、年中無休24時間体制で、HACCPも採用したもとなっている。

○ 産地・小売等への情報提供の取組事例

- ・広島県H中央卸売市場
消費者の有機・減農薬野菜へのニーズの高まりに応じて、卸売業者が県内の産地を回り、個性化商品として集荷・販売。
- ・新潟県N中央卸売市場
産地が開発した新商品に対して、卸売業者が指導・アドバイスを行う等新商品開発を支援。

3 卸売市場での物流について

(1) 卸売市場での物流について

① 中央卸売市場においては、原則として、市場内に商品を持ち込んで取引しなければならないこととされている（いわゆる「商物一致規制」）。

② 市場流通が広域化する中で、市場への交通が混雑し、市場内に商品を持ち込むことが非効率な物流を招いている場合もあると考えられる。

予約相対取引や相対取引における前日発注の増大を踏まえて、卸売市場取引の物流の効率化のための対応が求められている。

○ 卸売市場法での商物一致規制について

市場内	開設区域内	開設区域外 (開設区域の周辺)
原則として市場内にある商品を卸売	<p>○原則禁止</p> <p>開設者の指定する場所の商品の卸売</p> <p>卸売業者が申請した場所（開設者の承認）の商品の卸売 * 予約相対取引の場合に限定</p>	大臣の指定する場所の商品の卸売

□ は卸売が可能、■ は卸売が禁止

○ 商物分離の状況（平成13年度）

	開設者・大臣の指定した場所		卸売業者が申請（開設者が承認）した場所
	開設区域内	開設区域外	
青果	174箇所	100箇所	5件
水産	1611箇所	783箇所	638件

○ 量販店の卸売市場からの仕入れ（商流・物流）の状況

A社	青果物の仕入れの7割は卸売市場からであるが、このうち5～10%は商流のみ市場を利用。将来は20～30%にしたい。
B社	青果物の仕入れの6割は卸売市場からであるが、このうち4割は、商流のみ市場を利用。
C社	首都圏では、青果物の仕入れの5～6割が市場外流通（物流）であるが、このうち6割程度は商流のみ市場を利用。
D社	青果物の卸売市場からの仕入れは、物流で3～4割、商流で5割

注：量販店からのヒアリングによるものである。

(2) 卸売市場間の転送について

① 産地の大型化、出荷市場の絞込み、出荷単位の大型化等に伴い、卸売市場間での転送が増加してきている。

② このような市場間転送は、卸売市場での品揃えを充実するため等に必要であり、一概に非効率であるとは言えないものの、転送経費のかかり増し等により物流コストを増加させているとも考えられる。

○ 青果物の転送量の推移

(単位：千トン)

昭和50年度 (A)	昭和60年度	平成8年度	平成12年度 (B)	B/A
444.8	591.2	753.8	689.2	1.55倍

注：転送量については、農林水産省統計情報部「青果物卸売市場調査報告」1, 2類都市について推計したものである。

○ 中央卸売市場における他市場からの集荷額の割合の推移

・野菜

(単位：%)

	昭和56年度	平成12年度
全 国	3.3	5.3
大 都 市	1.1	3.0
中 都 市	7.7	10.2

・果 実

(単位：%)

	昭和56年度	平成12年度
全 国	5.1	6.0
大 都 市	2.9	3.5
中 都 市	8.8	10.8

資料：農林水産省総合食料局流通課調べ

注1：取扱高に占める卸売市場の卸売業者・仲卸業者からの集荷額の割合を示したものである。

注2：大都市とは政令指定都市にある市場及び開設者が都道府県である市場を指す。

(3) 卸売市場間の連携の取組

- 農協等出荷組織の卸売市場の絞り込みや大規模小売チェーンの本部仕入れ等に伴い、小規模の卸売市場の集荷力が低下している傾向にある。
これに対応するため、一部の卸売市場では、効率的な集分荷、品揃えの充実等の観点から、複数の卸売市場が連携し、相互に協力した取組がみられるが、今後とも、こうした卸売市場の相互連携関係の強化が求められている。

○ 複数市場間の連携の取組の事例

<p>地域流通と広域流通の調和した物流のシステム構築を目指すネットワーク型の市場配置 (静岡県第7次卸売市場整備計画)</p>	<p>中央卸売市場と地方卸売市場の連携によるバーチャルマーケット構想 (千葉中央卸売市場等)</p>	<p>九州市場ネットワーク (福岡中央卸売市場ほか)</p>
<p>○ 「拠点市場」を中心に、その回りに「地域市場」(卸売業者間で業務連携)、「分場」(卸売業者間で合併)を配置したネットワーク型の市場配置を図る。 ○ 「拠点市場」は、流通圏の流通コントロール機能と価格形成機能を有する市場として機能。 ○ 「地域市場」「分場」は、①地場物の集分荷機能と価格形成機能、②系統物等の集分荷機能をするものとして機能。 (系統物等の価格形成機能は「拠点市場」が有し、「地域市場」「分場」は「拠点市場」で形成された価格で取引。)</p> <p>【系統物の取引の流れ】</p>	<p>○ ITを活用して、①需要者からの予約注文情報による「需要者サイト」と、②生産者からの出荷情報による「生産者サイト」からなる「ネットワークマーケット」を構築し、これに卸売業者、仲卸業者、売買参加者、生産者が取引に参加(仲卸業者等は卸売業者を経由して参加)。 ○ 「ネットワークマーケット」で取引が成立した場合には、需要者が指定した場所に指定した荷姿で配送。</p>	<p>○ ITを活用して、複数の卸売市場で情報ネットワークを形成し、 ① 複数市場間で産地の出荷情報や各市場での注文情報を交換・集約。 ② これをもとに、産地からの仕入れは、共同仕入れ、一括仕入れを行い、各市場へ配送。</p>

4 市場関係事業者の状況

(1) 経営状況について

① 収益状況

(卸売業者)

- 卸売業者の収入では、委託手数料の割合が、青果で約8割、水産で約3割程度となっているが、その割合は低下傾向にある。
 - 支出面では、青果、水産とも人件費の占める割合が最も高く、その割合が増加している一方で、集荷販売費等の割合が低下している。
- また、冷蔵、保管等のためのその他の割合も増大する中で、営業利益率が青果、水産とも大幅に低下している。

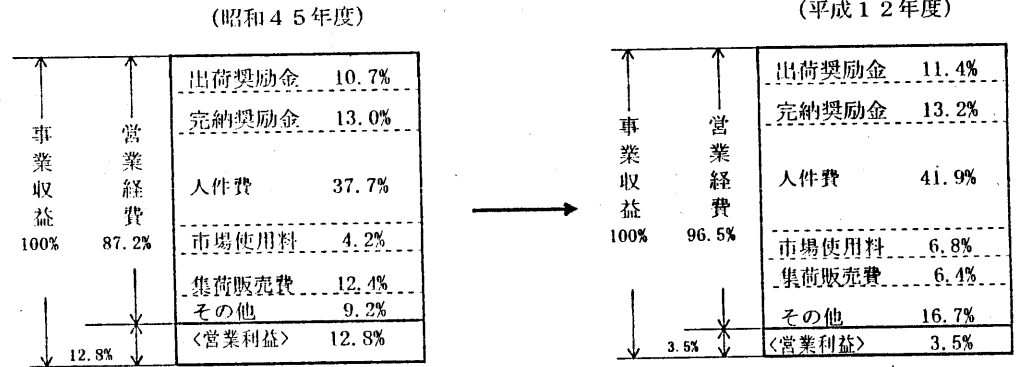
○ 卸売業者の事業収益の内訳

(単位: %)

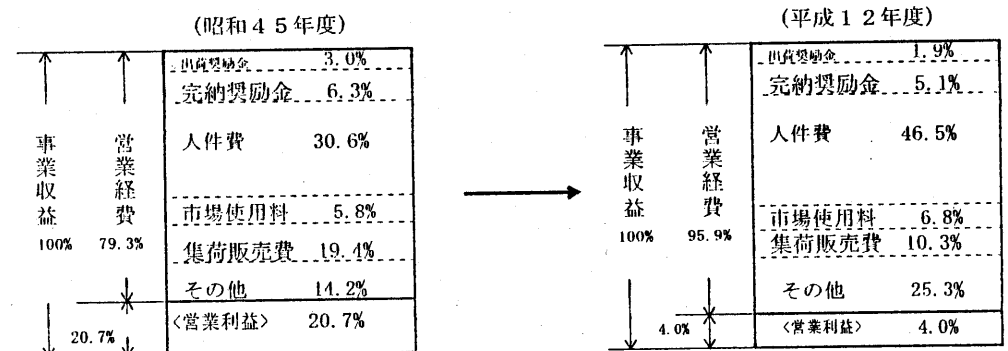
	青 果				水 産			
	合計	委託手数料	買付	兼業	合計	委託手数料	買付	兼業
昭和45年度	100.0	93.0	3.4	3.6	100.0	52.6	39.9	7.5
平成12年度	100.0	81.3	14.7	4.0	100.0	33.5	54.3	12.2

○ 卸売業者の1業者当たりの経営構造

【青果】



【水産】



(仲卸業者)

仲卸業者の支出の内訳をみると、人件費が5割以上を占めているが、小売店等のニーズへの対応のための人件費等のコストが増大傾向にあり、営業利益は厳しい状況にある。

○ 仲卸業者の1業者当たり経営構造
(昭和55年度及び平成12年度)

(単位：万円)

<青果>

	(昭和55年度) 売上総利益 4,652 (100%)	(平成12年度) 売上総利益 13,176 (100%)
販売管理費 4,285 (92.1%)	人件費 (53.1%)	人件費 (55.1%)
	その他 (39.0%) (店舗使用料及び配送保管料を含む)	店舗使用料 (7.8%) 配送保管料 (12.1%)
	営業利益 367 (7.9%)	その他 (29.5%) 営業利益 194 (1.5%)
		12,984 (98.5%)

<水産物>

	(昭和55年度) 売上総利益 5,495 (100%)	(平成12年度) 売上総利益 10,187 (100%)
販売管理費 5,121 (93.2%)	人件費 (53.7%)	人件費 (57.8%)
	その他 (39.5%) (店舗使用料及び配送保管料を含む)	店舗使用料 (7.5%) 配送保管料 (9.1%)
	営業利益 374 (6.8%)	その他 (29.0%) 営業利益 264 (2.6%)
		9,923 (97.4%)

② 決済サイト

仲卸業者の販売代金の回収期間（決済サイト）の状況を見ると、量販店等大型小売店をはじめ決済サイトが長期化する傾向にある。

③ 市場関係業者の経営悪化

卸売市場流通を取り巻く厳しい環境の下で、市場関係事業者の収益が悪化傾向にあり、経営悪化に伴う市場関係事業者の廃業等も生じている。

○ 仲卸業者の販売代金の平均回収状況

(単位：日)

	年度	仲卸業者の販売先	
		一般小売店	大規模小売店
青果	S 5 6	1 3 . 7	2 1 . 6
	H 3	1 4 . 5	2 1 . 5
	H 1 2	1 5 . 8	2 2 . 8
水産	S 5 6	1 4 . 7	2 7 . 9
	H 3	1 5 . 2	2 8 . 2
	H 1 2	1 8 . 7	3 0 . 7

(資料)「仲卸業者の経営状況調査に関する報告書」(全国中央卸売市場協会)

○ 経営悪化に伴う卸売業者の廃業等(中央卸売市場)

平成10年度	1業者(廃業)
平成11年度	2業者(許可の取消2)
平成12年度	1業者(廃業)
平成13年度	3業者(営業譲渡2、廃業1)
	○ 13年度に廃業した業者(水産)の事例 市場全体の水産取扱額が90億円程度(全国で2番目に取扱額が小さい)であるが、複数の卸売業者が入場。当該業者の取扱額も年々減少し、平成12年度には40億円程度にまで落ち込み。累積赤字も多額(1億2千万円)となり、経営改善の見込みがなく廃業。

④ 市場関係事業者の経営の健全化

- 卸売業者の健全な経営の確保するため、平成11年の卸売市場法の改正において、中央卸売市場の卸売業者に対する農林水産大臣による経営改善命令の仕組みを導入した。

- 市場関係事業者が倒産等を生じた場合には、市場を利用する出荷者や小売店等にも影響を与えるだけでなく、円滑な食品流通にも影響を与えるおそれがあることから、市場関係事業者の経営の健全化の確保が求められる。

○ 卸売業者に対する財務の指導基準、経営改善命令について

○ 農林水産大臣は、毎年度、各卸売業者の財務状況が次の基準を満たしているか審査。

- ① 流動比率（流動資産の合計額／流動負債の合計額）が1以上
- ② 自己資本比率（資本合計額／資本・負債合計額）が0.1以上
- ③ 連続して3年（期）以上経常損失を生じていないか



○ 上記の基準のいずれかを満たさない場合で、経営改善の必要がある場合には、農林水産大臣が経営改善命令を発動。



○ 命令を受けた卸売業者は、経営改善計画を策定し、これを大臣に提出するとともに、計画に基づき経営改善措置を実施。



○ 大臣は、経営改善計画の実施状況を監視・審査。

(2) 市場関係事業者の合併等の状況

市場関係事業者の経営体質の改善・強化等の観点から、合併等の統合大型化の取組が増加しているが、さらにこれを推進する必要があると考えられる。

(3) 兼業業務等の状況

- 卸売業者等は、卸売業務以外に加工業務、倉庫業、開設区域外の卸売業等兼業業務を行っているが、水産では、総売上高の1割以上になっている。

また、これらの業務について「子会社」で行っている場合もある。

- これらの兼業業務等は、加工需要への対応等市場関係事業者の業務を補完し、円滑に進める上で有効なものであり、また、事業者の経営体質強化にも資する面もあると考えられるが、兼業の経営悪化が業者の経営悪化を招いた事例もみられることも踏まえる必要がある。

○ 中央卸売市場の卸売業者の合併等の状況

年度	合併等の件数
1971～1980	4件（合併1、営業譲渡3）
1981～1990	10件（合併7、営業譲渡3）
1991～2001	15件（合併4、営業譲渡11）

○ 中央卸売市場の卸売業者の兼業等の状況

- 兼業業務の状況（平成13年度）

	全業者数	兼業を行っている業者数	総売上高に占める兼業の売上高割合
青果	106	41	2.5%
水産	93	57	15.7%

- 兼業業務の内容
包装・加工業、倉庫・冷蔵庫業、開設区域外の卸売業、不動産の賃貸業 等

- 支配関係法人の状況（平成12年度）

	全業者数	支配関係法人を有する業者数
青果	107	61
水産	95	66

- 支配関係法人の業務内容
包装・加工業、倉庫・冷蔵庫業、卸売業、不動産の賃貸業 等

5 卸売市場の開設について

① 中央卸売市場は、農林水産大臣が定める計画に基づき指定された開設区域において、地方公共団体が開設することとなっている。

これは、中央卸売市場が大消費地等における生鮮食料品の円滑な流通を確保するための中核的な流通拠点として設置されるものであり、大規模な市場施設を配置し、広域的な生鮮食料品の需給動向や価格形成等に大きな影響を与えるものであること等による。

② 開設主体について、中央卸売市場の市場運営が硬直的であり柔軟性に欠ける等の指摘もあるほか、公共サービス分野への民間参入の議論もあり、中央卸売市場の果たす役割を踏まえつつ、効率的な市場運営のあり方等について検討すべきとの指摘がある。

③ 開設区域について、中央卸売市場の供給圏等を念頭に置いて、市場の規模や市場関係事業者の業務規制等に関わっているものであるが、生鮮食料品流通の広域化等を踏まえたあり方を検証すべきとの指摘がある。

○ 中央卸売市場と地方卸売市場の開設の比較

	中央卸売市場	地方卸売市場
開設 手続	① 卸売市場整備基本方針の策定 (大臣が5年ごとに策定。卸売市場の整備の基本的事項を規定) ↓ ② 中央卸売市場整備計画の策定 (大臣が整備方針に即して策定。中央市場の開設が必要な都市等を規定) ↓ ③ 大臣が開設区域を指定 (中央市場の開設が必要な都市を含む生鮮食料品等の流通の円滑化を図る必要がある一定の地域) ↓ ④ 開設主体による開設の申請 ↓ ⑤ 大臣の認可	① 開設主体による開設の申請 ↓ ② 知事の許可 ※ なお、開設の許可に当たっては、 ① 当該市場の位置が都道府県卸売市場整備計画(知事が整備方針、中央卸売市場整備計画に即して策定。県内の中央市場、地方市場の配置等を規定)に照らして適正を欠かないか審査。 ② 開設区域内の開設に当たっては、大臣の意見を聴くなどその開設を抑制。
開設 主体	開設区域を管轄する地方公共団体(都道府県、人口20万人以上の市等)	限定はない。

○ 開設区域に関わる業者に対する主な規制

	規制の概要
卸売業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 開設区域内では、許可に係る市場での卸売以外の卸売その他の販売を禁止(法第35条)。 ● 開設区域内では、市場外にある物品の卸売をする場合に開設者の指定する場所に限定(法第39条)。
仲卸業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 開設区域内では、販売の委託の引受、卸売業者以外からの買入・販売を原則として禁止(法第44条)
売買参加者	<ul style="list-style-type: none"> ● 卸売市場法上の規制はないが、市場によっては、売買参加者の参加資格を開設区域内に主たる事務所等を有する者に限定。

6 卸売手数料等について

① 卸売手数料

- 卸売手数料は、卸売業者が卸売の委託を受けた場合に、委託者（出荷者）から徴しているものである。

卸売市場法では、卸売業者は、委託者（出荷者）から業務規程で定める手数料以外の報償を受けてはならないとされている。

- 中央卸売市場における卸売手数料については、現在、基本的に一律の料率が定められている。

○ 中央卸売市場における卸売手数料の料率

野菜	果実	水産物	食肉	花き
8.5%	7.0%	5.5%	3.5%	9.5%

○ 卸売手数料の経緯等

① 中央卸売市場法制定時（大正12年）

従来問屋が「口銭」等として徴収していたものを手数料として位置付け、従来の率よりも低減するために、最高限度の基準を設定（具体的には、開設者が業務規程に最高限度率を定め、その範囲で卸売人が開設者の承認を受けて率を決定）。一般的に青果・水産とも限度率を100分の10とする例が多かった模様。

② 戦中・戦後

経済統制の下では、低率な料率（例・青果100分の5）が設定されたこともあったが、経済統制の廃止後は、野菜（そ菜）10%、果実8%、水産物6%とされた例が一般的。

③ 昭和33年の中央卸売市場の改正時

この法改正（卸売人の過当競争の防止のために開設者が取引規制を行い得る途を設ける等）にあわせて、手数料設定についても見直しが行われ、「定率制」が導入。（具体的には、卸売業者は、業務規程で定める率以内で開設者が規則で定める率を徴収。）このときには、野菜（そ菜）10%、果実8%、水産物6%とされた例が一般的。

④ 「生鮮食料品流通改善対策要綱」（昭和38年閣議決定）

中央卸売市場の卸売手数料を引下げ。
・ 野菜（そ菜） 10% → 8.5%
・ 果実 8% → 7%
・ 水産物 6% → 5.5%

⑤ 卸売市場法制定時（昭和46年）

旧中央卸売市場時の手数料の設定方法、手数料率を踏襲。

(参考) 他的手数料の見直しの経過

● 証券取引

- 株式の売買委託手数料については、証券取引法で、証券会社は、有価証券の売買取引の受託について委託者から委託手数料を徴しなければならない旨規定され、その手数料率は、各取引所の受託契約準則により規定。
- 平成4年1月に、証券取引審議会で、証券市場の健全な発展を図る観点から手数料の固定制について見直しが必要である旨の報告。
- この報告等を受け、次のように順次自由化。

平成6年4月から	売買代金が10億円を超える取引部分の手数料につき自由化
平成10年4月から	自由化部分を「5千万円超」に引下げ
平成11年10月から	完全自由化

- なお、上記の証券取引法の手数料の規定についても削除（平成10年4月の法改正）

● 商品取引

- 商品取引の委託手数料については、商品取引所法で、商品取引員は、商品取引の受託について委託者から委託手数料を徴しなければならない旨規定され、その手数料率は、各取引所の受託契約準則により規定。
- 平成10年1月に、商品取引審議会で、国際競争力のある取引コスト水準の実現のため、2000年以降可能な限り早期に完全自由化することが適当である旨の答申。
- この報告等を受け、次のように順次自由化。

平成10年末から	インターネットによるホームトレード等に係る取引を自由化
平成14年末から	大口取引を順次自由化
平成16年末から	完全自由化

- また、上記の商品取引所法の手数料の規定についても改正（手数料関係の部分の削除。平成10年4月の法改正）

② 出荷奨励金、完納奨励金

- ・ 出荷奨励金は、卸売市場へのお荷の奨励等のために、卸売業者が、開設者の承認を受けて、お荷者へ支払っているものである。
- ・ 完納奨励金は、卸売代金の期限内の完納奨励等のために、卸売業者が、開設者の承認を受けて、仲卸業者等へ支払っているものである。
- ・ これらの奨励金については、業務規程等でその支払額等が定められており、また、国が支出抑制等を指導した経過もある。

③ これらの手数料・奨励金については、弾力的に決定できるようにすべきか否か等について先の「卸売市場競争力強化検討委員会」でも様々な意見が出されたところであり、同委員会の「中間報告」では、これら様々な意見も踏まえて、さらに幅広い観点からの検討を行うこととされている。

○ 中央卸売市場における出荷奨励金・完納奨励金の状況
(東京都、大阪市の例)

	出荷奨励金	完納奨励金
青果	<p>【東京都】 支出限度額は全卸売業者の総取扱額の1000分の8.3以内</p> <p>【大阪市】 支出限度額は卸売業者の総取扱額の1000分の10以内</p>	<p>【東京都】 支出限度額は卸売業者の総取扱額の1000分の10以内</p> <p>【大阪市】 支出限度額は卸売業者の総取扱額の1000分の10以内</p>
水産	<p>【東京都】 支出限度額は卸売業者の総取扱額の1000分の5.5以内</p> <p>【大阪市】 支出限度額は卸売業者の年間委託取扱額の1000分の2.1以内</p>	<p>【東京都】 支出限度額は卸売業者の総取扱額の1000分の4以内</p> <p>【大阪市】 支出限度額は卸売業者の総取扱額の1000分の4以内</p>